

図表1 日本版ISAの概要（法案が成立した場合）

①非課税対象	上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金、譲渡益
②非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠の翌年以降の繰越不可）
③非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）
④非課税期間	最長5年間（投資した年の4年後の年末まで）
⑤途中売却	自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
⑥口座開設数	原則一人一口座（勘定設定期間（注）ごとに異なる証券会社等に口座を開設することは可能）
⑦開設資格者	その年の1月1日において20歳以上の居住者等
⑧導入時期	2014年1月から導入

（注）非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間
（出所）金融庁資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

【解説】日本版ISAの非課税口座とは、非課税の適用を受けるために、2014年（平成26年）から2023年（平成35年）までの10年間に、各年1月1日にお

Question. 02
日本版ISAの非課税口座、非課税管理勘定とは何ですか？

Answer 02
原則1人につき1口座開設できる

から2023年（平成35年）までの10年間に、各年1月1日にお

【解説】日本版ISAの非課税口座とは、非課税の適用を受けるために、2014年（平成26年）から2023年（平成35年）までの10年間に、各年1月1日にお

Question. 03
日本版ISAの非課税口座に入れられる金融商品にはどんなものがありますか？

Answer 03
公募株式投資信託を含む上場株式等

【解説】ISAの対象となるのは、税法上で上場株式等と言われているものです。具体的には、証券取引所に上場されている株式等、外国の証券取引所において売買されている株式等、公募株式投資信託、ETF、J・REITなどです。ただし、投資家がすでに特定

の開始時期も2年間延期されました。日本版ISAの概要は表1のとおりです。非課税口座を開設することができる期間について、現行税法では2014年（平成26年）1月1日から2016年（平成28年）12月31日までの3年間となっています

が、2013年（平成25年）3月1日に国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）では、これを2014年（平成26年）1月1日から2023年（平成35年）12月31日までの10年間とすることとしています。その一方で、運用商品の譲渡益・配当・分配金が非課税となる期間

は、現行税法の10年間から5年間に短縮するとされています。

【解説】ISAの対象となるのは、税法上で上場株式等と言われているものです。具体的には、証券取引所に上場されている株式等、外国の証券取引所において売買されている株式等、公募株式投資信託、ETF、J・REITなどです。ただし、投資家がすでに特定

Question. 01
日本版ISAとはどのような制度ですか？

Answer 01
運用商品の譲渡益、配当・分配金が非課税に

【解説】日本版ISAとは、投資家が、銀行、証券会社などに新たに開設したISA制度専用の口座内の上場株式の配当、公募株式投資信託等の分配金やこれらの譲渡益に対する所得税・個人住民税が非課税となる制度です。英国で採用されているISA（Individual Savings Accounts：個人貯蓄口座）制度を参考にした

ため「日本版ISA」と呼ばれており、税法上は、「少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」とされています。この措置は、2010年（平成22年）度の法制改正で導入が決定したものであり、2014年（平成26年）1月から開始することになっています。当初は「上場株式等に係る配当

所得および譲渡所得等に対する税率」が10%から20%に引き上げられることになっていた2012年（平成24年）1月から導入されることになっていました。その後の2011年（平成23年）度の法制改正において、景気の回復に万全を期すため10%税率が2013年（平成25年）12月まで2年間延長されたことに伴い、日本版ISA

2013年10月から非課税専用口座の申込受付が開始され、2014年1月より制度がスタートする日本版ISA。口座内で運用する上場株式や株式投資信託等の配当や分配金、譲渡益等が非課税となるため、個人投資家やこれから投資を始める投資初心者にとってたいへん関心の高い制度であることは間違いなく。また、今後、銀行・証券等による口座獲得セールスが激しく展開されることだろう。そこで本稿では、日本版ISAに関する基本的な仕組みについて、大和総研金融調査部鳥毛拓馬氏にQ&A方式で解説していただいた。



金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」[法人投資家のための証券投資の会計・税務]（いずれも共著、大和証券刊）など。

Q&A 日本版ISAを徹底理解する

口座や一般口座で保有している上場株式や株式投資信託を非課税口座に移すことはできません。
 なお、金融庁は、2013年（平成25年）度税制改正要望で、非課税口座に公社債・公社債投信への投資を可能とすることも要望していましたが、法案では見送られています。

Question. 04
 日本版ISAは、いくらまで非課税になりますか？

Answer 04

毎年新規投資額100万円まで

【解説】 非課税となる投資額は、毎年、新規投資額で100万円までです。例えば、ある年に80万円までしか投資しなかった場合、翌年以降に120万円投資できることにはなりません。

日本版ISAでは、非課税とな

それぞれ銘柄が異なるものとして計算することになっています。

Question. 08
 非課税期間が終わると非課税対象投資額はどんな扱いになりますか？

Answer 08

投資信託なら払出し日の基準価額が新たな取得価額に

【解説】 以下の①～③の事由により、非課税口座から上場株式、投資信託の一部または全部の払出しがあった場合には、払出し事由が生じたときの時価で譲渡されたものとみなされます。

- ① 非課税口座から非課税口座以外の口座への移管、非課税口座の廃止等
- ② 贈与、相続、遺贈
- ③ 非課税となる譲渡以外の譲渡

このみなし譲渡損益については、非課税またはないものとして取り扱われます。みなし譲渡後の取得価額は、払出し時の時価となります。

譲渡益の額に制限はありませんので、例えば、100万円で購入した株式が500万円で売却できた場合、譲渡益の400万円すべてが非課税となります。
 非課税の対象となる配当は、上場株式の配当（発行済株式の3%以上を有する大口株主が受けるものを除く）や公募株式投資信託の配当金などです。

ただし、非課税口座内上場株式等の配当等であっても、例えば、株式の発行会社から信託銀行経由で受け取ったような場合は、その配当等は非課税の対象とはなりません。

Question. 05
 日本版ISAはどれだけの期間、非課税になりますか？

Answer 05

非課税期間は5年間

【解説】 法案では、日本版ISA

す。したがって、上場株式であれば払出し日の終値、投資信託であれば基準価額が、それぞれ新たな取得価額になります。

Question. 09
 日本版ISA以外の株式や投資信託等にかかる税金はどうなるのですか？

Answer 09

2014年(平成26年)1月から現行の10.147%から20.315%に引き上げられる

【解説】 現在、上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金（申告分離課税を選択した場合）、譲渡益に対する税率は10・147%（所得税および復興特別所得税7・147%、個人住民税3%）となつていますが、2014年（平成26年）1月1日から税率は20・315%（所得税および復興特別所得税15・315%、個人住民税5%）に引き上げられることになっています。

Question. 06
 日本版ISAは誰でも利用することができますか？

Answer 06

口座を開設する年の1月1日において20歳以上の居住者が対象

【解説】 日本版ISAの非課税口座は、口座を開設する年の1月1日において20歳以上の居住者等であれば誰でも利用することができます。制度の濫用を防止する観

Aで非課税となる期間を5年間としています。現行の税制では、10年とされていますが、非課税投資総額が拡大されたことに伴い、非課税期間自体は5年間に短縮されました（16ページ・図表2）。
 これは、仮に非課税期間が10年間となると、非課税投資総額が最大で1000万円となり、金持ち優遇という批判が出ることを避けるためであるとも言われています。

Question. 07
 もし、口座内で損失が出た場合に損益通算は可能ですか？

Answer 07

非課税口座内外問わず損益通算不可

点から年齢制限されています。ただし、所得制限などはありません。

【解説】 譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上ないものとみなされます。したがって、特定口座や一般口座にある他の上場株式等の譲渡益や配当と損益通算はできません。

なお、非課税口座と非課税口座以外の口座に上場株式を有する場合、非課税口座の上場株式の譲渡所得の金額と、非課税口座以外の上場株式の譲渡所得の金額は区分して計算することになります。また、同一銘柄の上場株式等を非課税口座と非課税口座以外に有する場合、

2016年（平成28年）1月以降、公社債、公社債投資信託等に対する課税方式が、現在の上場株式等と同様、申告分離課税に変更（上場株式等と公社債等の課税方式の統一）されることが予定されています。
 これにより、上場株式等と公社債等との間で損益通算が可能となります。また、将来的にはデリバティブ取引や預金も損益通算の範囲に加えられることについて検討される予定です。

Question. 10
 非課税口座を開くには、どこで、どのような手続きが必要ですか？

Answer 10

銀行等に口座開設届と適用確認書、住民票の写しを提出する

【解説】 投資家が非課税口座を開設するためには、銀行や証券会社等の営業所に対し、氏名、住所

等を記載した「非課税口座開設届出書」に、その年分の「非課税口座開設確認書」を添付して提出する必要があります。法案によると、現行税法の非課税口座開設確認書は、非課税適用確認書に改められることになっています。

非課税口座を開設された銀行・証券会社等は、当該非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書に記載された勘定設定期間内の各年の1月1日に非課税管理勘定を設けるものとされています。

非課税適用確認書とは、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、勘定設定期間として図表3に掲げる期間のいずれかの期間、当該期間の区分に応じそれぞれ図表3に定める基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいうものとされています。

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に図表3の基準日における住所

地を証する住民票の写し等を添付して、2013年（平成25年）10月1日から2017年（平成29年）9月30日、2017年（平成29年）10月1日から2021年（平成33年）9月30日、2021年（平成33年）10月1日から2023年（平成35年）9月30日の各期間内に、銀行・証券会社等の営業所に提出するものとされています。

非課税適用確認書が必要とされているのは、1人1口座のルールが守られているかどうかを税務署が確認するためです。

なお、非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書については、同時に銀行・証券会社等の営業所に提出できる取扱いとなる予定です。

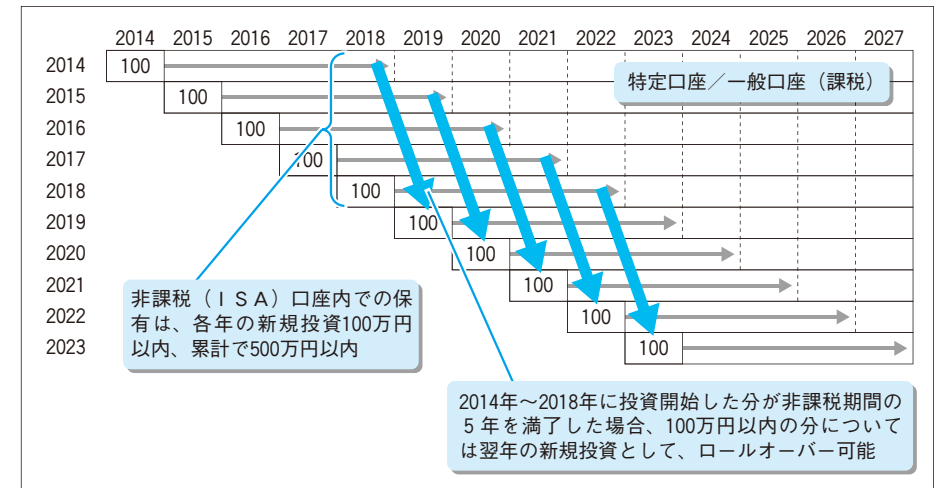
大綱では、同一の銀行・証券会社等に重複して非課税口座を開設できないこととされ、また、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとされています。すなわち、1つの勘定設定期間に1つの

018年（平成30年）から2021年（平成33年）、2022年（平成34年）から2023年（平成35年）の間にそれぞれ投資を行う場合には、前掲図表3の基準日時点の住民票の写し等を添付して、非課税適用確認書の交付を受ける申請手続きを行う必要があります。

基準日以後に転居し住民票を新住所に移した場合でも、基準日時点の旧住所の住民票除票の写しを入手し、申請書に添付する必要があります。これは、1人1口座を担保するため、基準日時点の住民票に基づいて名寄せを行うことが想定されているからです。

なお、2013年（平成25年）3月1日に、社会保障・番号制度を定めた、いわゆる番号法案が国会に提出されました。将来、番号制度が導入されれば、税務署は、各個人の情報について番号を用いて名寄せをすることが可能となります。このため、非課税適用確認書の申請書に基準日時点の住民票の写し等を添付するという取扱い

図表2 法案が成立した場合の日本版ISAのイメージ図



（出所）法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 勘定設定期間と基準日

勘定設定期間	基準日	交付申請書提出期間
2014年1月1日から2017年12月31日	2013年1月1日	2013年10月1日～2017年9月30日
2018年1月1日から2021年12月31日	2017年1月1日	2017年10月1日～2021年9月30日
2022年1月1日から2023年12月31日	2021年1月1日	2021年10月1日～2023年9月30日

Question. 11
口座を開いた後に更新の手続きは必要ですか？

Answer 11

勘定設定期間ごとに更新手続きが必要

他の金融機関に非課税口座を開設できません。

したがって、他の金融機関に非課税口座を開設したい場合には、次の勘定設定期間が始まる2018年（平成30年）まで待たなければなりません。

もつとも、2018年（平成30年）から2021年（平成33年）まで引き続きA金融機関で非課税口座を開設することも可能です。

非課税口座しか開設できません。

例えば、2014年（平成26年）から2017年（平成29年）にいったんA金融機関で非課税口座を

開設すると、同じ期間に他の金融機関で非課税口座を開設することはできません。また、A金融機関の非課税口座を廃止したとしても

は変更される可能性があります。

うです。

Question. 12
非課税口座を複数の金融機関で持ったり、途中で一緒にしたりすることはできますか？

Answer 12
2018年以降は複数の金融機関で口座を保有することも

【解説】 非課税口座の保有は、原則一人一口座とされています。したがって、原則として、非課税口座を複数の金融機関で持つことはできません。

ただし、現在の案では、非課税勘定設定期間ごとに、新たに非課税口座を開設することができます。このため、例えば、2018年（平成30年）以降、2つの金融機関に非課税口座を保有する時期があるということは考えられるでしょう。

ただし、これら2つの非課税口座を途中で統合するということは、現在の案では考えられていないよ

Question. 13
確定拠出年金や財形制度を利用していますが日本版ISAに利用することは可能ですか？

Answer 13
確定拠出年金も財形も別の制度なので利用可能

【解説】 確定拠出年金や財形制度と日本版ISAはまったく別の制度なので、両者を利用することは可能です。

Question. 14
日本版ISAで運用するにはどのような商品が適していますか？

Answer 14
上限金額まで購入しやすい投資信託や高収益が期待できる個別株が考えられる

【解説】 個々の投資家により資

産運用ニーズが異なりますので、どんな商品が日本版ISAに適しているかは一概には言えません。

ただし、年間の新規投資額に関して100万円という上限があることからすれば、株式よりも上限金額まで購入しやすい投資信託のほうが、日本版ISAに適する商品だと考える投資家がいるでしょう。

また、日本版ISAは、これまで、証券投資を行ったことがない個人やしばらく証券投資を行っていなかった投資家、さらには資産形成の途上にある中堅・若年層などが制度の対象として特に期待されています。したがって、リスクを負って個別株に投資を行うよりは、リスクを分散した株式投資信託への投資が中心となること予想されます。

しかも、非課税口座内の損失について損益通算ができないことからすれば、株式投資信託の中でも、相対的にリスクが低い商品が適していると思われる。ただし、リ

頻繁に行われることを抑制するこ
 とも、途中での売却は自由に行うこ
 とができます。ただし、いったん
 売却した非課税の枠を再利用する
 ことはできません。

【解説】 非課税期間内であって
 も、途中での売却は自由に行うこ
 とができます。ただし、いったん
 売却した非課税の枠を再利用する
 ことはできません。

【解説】 日本版ISA制度のも
 とでは、非課税口座内でリバラン
 ス自体を行うことはできませんが、
 その年の非課税となる枠を利用し
 たこととなります。したがって、
 保有する金融商品を一部売却した
 としても、利用した枠を再利用す
 ることはできないことになってい
 ます。

Question. 18
**非課税口座内で
 リバランスを行うことは
 可能ですか？**

Answer 18
**一部売却すると
 その枠は再利用不可**

【解説】 日本版ISAでは、投
 資対象の入替えやスイッチングが
 頻繁に行われることを抑制するこ
 とも、途中での売却は自由に行うこ
 とができます。ただし、いったん
 売却した非課税の枠を再利用する
 ことはできません。

【解説】 非課税期間内であって
 も、途中での売却は自由に行うこ
 とができます。ただし、いったん
 売却した非課税の枠を再利用する
 ことはできません。

Question. 19
**日本版ISAは、
 途中でお金を出入れする
 ことは可能ですか？**

Answer 19
**売却は自由だが
 再利用は不可**

【解説】 日本版ISA制度のも
 とでは、非課税口座内でリバラン
 ス自体を行うことはできませんが、
 その年の非課税となる枠を利用し
 たこととなります。したがって、
 保有する金融商品を一部売却した
 としても、利用した枠を再利用す
 ることはできないことになってい
 ます。

【解説】 金融庁は、2013年
 (平成25年) 度税制改正要望にお
 いて、日本版ISAを恒久化する
 ことを要望していましたが、今回
 は見送られたという経緯がありま
 す。

【解説】 金融庁は、2013年
 (平成25年) 度税制改正要望にお
 いて、日本版ISAを恒久化する
 ことを要望していましたが、今回
 は見送られたという経緯がありま
 す。

Question. 20
**日本版ISAは今後、
 制度拡充が図られていく
 可能性はありますか？**

Answer 20
**制度の利用が進めば
 恒久化も**

【解説】 金融庁は、2013年
 (平成25年) 度税制改正要望にお
 いて、日本版ISAを恒久化する
 ことを要望していましたが、今回
 は見送られたという経緯がありま
 す。

【解説】 金融庁は、2013年
 (平成25年) 度税制改正要望にお
 いて、日本版ISAを恒久化する
 ことを要望していましたが、今回
 は見送られたという経緯がありま
 す。

日本版ISAのチェックポイント

- ◆ 公募上場株式投信を含む上場株式等の配当所得・譲渡所得が非課税
- ◆ 一人一金融機関が原則
- ◆ 2023年まで毎年100万円の非課税投資枠が設定される
- ◆ 非課税期間は5年間、一年あたりの非課税口座は最大500万円
- ◆ 口座を開設する年の1月1日において20歳以上の居住者ならだれでも利用可

進する効果が表れれば、非課税投
 資額の引上げや非課税となる投資
 対象の拡充(公社債、公社債投資
 信託など)、さらには、日本版I
 SAの制度自体が恒久化するとい
 ったことも今後、検討される可能
 性もあるでしょう。

【解説】 日本版ISAに毎月分
 配型投資信託を利用することは可
 能です。

【解説】 日本版ISAに毎月分
 配型投資信託を利用することは可
 能です。

【解説】 日本版ISAに毎月分
 配型投資信託を利用することは可
 能です。

【解説】 日本版ISAに毎月分
 配型投資信託を利用することは可
 能です。

【解説】 日本版ISAに毎月分
 配型投資信託を利用することは可
 能です。

【解説】 日本版ISAに毎月分
 配型投資信託を利用することは可
 能です。

Question. 15
**日本版ISAに分配型投
 資信託を利用することは
 可能ですか？**

Answer 15
**可能だが非課税メリット
 は少なく、
 再投資で非課税枠減少も**

【解説】 現在考えられている日
 本版ISA制度では、非課税口座
 に入れられる金融商品は、新規に
 非課税口座を通じて購入したもの
 に限られます。したがって、現在、
 運用している上場株式や株式投資
 信託をそのまま非課税口座に入れ
 ることはできません。

【解説】 現在考えられている日
 本版ISA制度では、非課税口座
 に入れられる金融商品は、新規に
 非課税口座を通じて購入したもの
 に限られます。したがって、現在、
 運用している上場株式や株式投資
 信託をそのまま非課税口座に入れ
 ることはできません。

Question. 16
**現在運用中の株式や
 投資信託を非課税口座に
 入れることは可能ですか？**

Answer 16
**新規購入する商品に
 限定される**

【解説】 税法では、日本版ISA
 Aで、積立型の投信を利用するこ
 とは制限していません。したがっ
 て、制度上利用することは可能で
 あると言えるでしょう。

【解説】 税法では、日本版ISA
 Aで、積立型の投信を利用するこ
 とは制限していません。したがっ
 て、制度上利用することは可能で
 あると言えるでしょう。

Question. 17
**日本版ISAに積立投信を
 利用することは
 可能ですか？**

Answer 17
**口座を開設した
 金融機関で
 扱っていれば可能**